

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業  
に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）  
第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）による第1号事業（法  
第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額  
の算定に関する基準を定め、平成29年4月1日から適用する。

(費用の額の算定)

第2条 第1号事業に要する費用の額は、別表1の左欄に掲げるサービス種類に応じて同表右欄  
に掲げる1単位の単価に、別表2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により第1条各号に掲げる事業に要する費用の額を算定した場合において、その  
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(細則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、費用の額の算定に関しては、平成30年4月1日改正前  
の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留  
意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第03170  
01号・老老発第0317001号別紙1）の規定の例によるものとする。

2 前項の規定によらず、別表2の1のホ、別表2の1のへ、別表2の1のト、別表2の1の  
チ、別表2の1のリ、別表2の3のホ、別表2の3のへ、別表2の3のト、別表2の4の  
ハ、別表2の4のニ、別表2の4のホ、別表2の4のへ、別表2の4のト、別表2の4の  
チ、別表2の4のリ、別表2の4のス、別表2の4のル、別表2の4のヲ及び別表2の4  
のワに係る費用の額の算定に関しては、令和6年4月1日改正後の指定居宅サービスに要  
する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸  
与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う  
実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企36）における訪問介護若しくは通  
所介護の規定の例又は令和6年4月1日改正後の指定地域密着型サービスに要する費用  
の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定  
に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0  
331005・老振発0331005・老老発0331018）の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

第1条 令和3年9月30日までの間は、別表2の1 介護予防訪問サービス費のイからハまで、  
3 生活支援訪問サービス費のイからハまで及び4 介護予防通所サービス費のイにつ  
いて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

第2条 令和7年3月31日までの間は、別表2の1 介護予防訪問サービス費の注11、3  
生活支援訪問サービス費の注10について、減算を行わないこととする。  
2 令和7年3月31日までの間は、別表2の4 介護予防通所サービス費の注9について、  
感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の  
策定を行っている場合には、減算を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表 1

サービス種類	1 単位の単価
指定介護予防訪問サービス	10,210円
指定基準該当介護予防訪問サービス	
指定生活支援訪問サービス	
指定介護予防通所サービス	10,140円
指定基準該当介護予防通所サービス	

別表 2

## 1 介護予防訪問サービス費

イ 介護予防訪問サービス費（Ⅰ）	（1月につき）	1,176 単位
ロ 介護予防訪問サービス費（Ⅱ）	（1月につき）	2,349 単位
ハ 介護予防訪問サービス費（Ⅲ）	（1月につき）	3,727 単位

注 1 利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 介護予防訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画（これに相当する計画を含む。）及び第 1 号介護予防支援事業による援助により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）において 1 週に 1 回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

ロ 介護予防訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において 1 週に 2 回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた者

ハ 介護予防訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超える指定介護予防訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号。以下「認定省令」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分（以下「要支援 2」という。）である者に限る。）

2 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷

地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 3 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に定める地域に所在する指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当り実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定第一号サービス基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第7項に規定するものをいう。以下同じ。）、介護予防短期入所療養介護（法第8条の2第8項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定するものをいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（法第8条の2第14項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第8条の2第15項に規定するものをいう。以下同じ。）を受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。
- 7 利用者が基準該当介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスを受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。
- 8 利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、

算定しない。

9 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

## ニ 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問サービス事業所において、新規に介護予防訪問サービス計画（指定第一号サービス基準第41条に定める介護予防訪問サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ (1) 生活機能向上連携加算 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 200単位

注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サー

ビス基準第116条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ト 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでに算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでに算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) イからへまでに算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号の2の訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準に適合している介護職員等の賃金

の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、チの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

- （１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからへまでに算定した単位数の  
1,000分の63に相当する単位数
- （２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからへまでに算定した単位数の  
1,000分の42に相当する単位数

#### リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の3の訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問サービスを行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1,000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## 2 基準該当介護予防訪問サービス費

介護予防訪問サービス費の例による。

## 3 生活支援訪問サービス費（1月につき）

- イ 生活支援訪問サービス費（Ⅰ） 941単位
- ロ 生活支援訪問サービス費（Ⅱ） 1,880単位
- ハ 生活支援訪問サービス費（Ⅲ） 2,982単位

注1 利用者に対して、指定生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者（指定第一号サービス基準第49条第1項に規定する訪問サービス従業者をいう。以下同じ。）が指定生活支援訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 生活支援訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定生活支援訪問サービスが必要とされた者
- ロ 生活支援訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定生活支援訪問サービスが必要とされた者
- ハ 生活支援訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数

の程度を超える指定生活支援訪問サービスが必要とされた者(要支援2である者に限る。)

- 2 指定生活支援訪問サービス事業所の所在する建物と同一敷地内建物等に居住する利用者(指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定生活支援訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定生活支援訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。
- 3 厚生労働大臣が定める地域に定める地域に所在する指定生活支援訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問サービス従業者が指定生活支援訪問サービスを行った場合は、特別地域生活支援訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第1号に定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定生活支援訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問サービス従業者が指定生活支援訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定生活支援訪問サービス事業所の訪問サービス従業者が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第2号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定第一号サービス基準第52条において準用する第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問サービス費は、算定しない。
- 7 利用者が介護予防訪問サービス又は基準該当介護予防訪問サービスを受けている間は、生活支援訪問サービス費は、算定しない。



8 利用者が一の指定生活支援訪問サービス事業所において指定生活支援訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援訪問サービス事業所以外の指定生活支援訪問サービス事業所が指定生活支援訪問サービスを行った場合に、生活支援訪問サービス費は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

## ニ 初回加算 200単位

注 指定生活支援訪問サービス事業所において、新規に生活支援訪問サービス計画（指定第一号サービス基準第52条において読み替えて準用する第41条に定める生活支援訪問サービス計画をいう。）を作成した利用者に対して、訪問サービス責任者（指定第一号サービス基準第49条第2項に規定する訪問サービス責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定生活支援訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援訪問サービスを行った場合又は当該指定生活支援訪問サービス事業所のその他の訪問サービス従業者が初回若しくは初回の指定生活支援訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援訪問サービスを行った際に訪問サービス責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

## ホ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の訪問介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでに算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからニまでに算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからニまでに算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

## ヘ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第4号の2の訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問サービス事業所が、利

用者に対し、生活支援訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、への算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（１）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでに算定した単位数の

１，０００分の６３に相当する単位数

（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからニまでに算定した単位数の

１，０００分の４２に相当する単位数

#### ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号）第４号の３の訪問介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問サービスを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の１，０００分の２４に相当する単位数を所定単位数に加算する。

## ４ 介護予防通所サービス費（１月につき）

### イ 介護予防通所サービス費

（１）事業対象者（省令第１４０条の６の２の４第２号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）又は認定省令第２条第１項第１号に掲げる区分（以下「要支援１」という。）の者若しくはは要支援２の者（介護予防サービス計画等において１週に１回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた要支援２の者に限る。） １，７９８単位

（２）要支援２の者（介護予防サービス計画等において１週に２回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた者に限る。） ３，６２１単位

注１ 指定第一号サービス基準第５４条に定める看護職員又は介護職員を置いているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、イの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定する。

２ 指定介護予防通所サービス事業所の通所サービス従業者（指定第一号サービス基準第５４条第１項に規定する通所サービス従業者をいう。以下同じ。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域第２号に定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定第一号サービス基準第５９条第６号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所サービスを行った場合は、１月につき所定

単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が基準該当介護予防通所サービスを受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。
- 5 利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。
- 6 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 介護予防通所サービス費イ(1)を算定する場合(1月につき)

376単位

(2) 介護予防通所サービス費イ(2)を算定する場合(1月につき)

752単位

- 7 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(介護予防通所サービス費イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、介護予防通所サービス費イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合は、この限りでない。
- 8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所サービス事業所の通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画（指定第一号サービス基準第68条に定める介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

へ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算 (II) 160単位

注1 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき(1)又は(2)の単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、(1)又は(2)のその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状態を定期的に評価していること。

ホ 介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

ト 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

(一) 介護予防通所サービス費 イ(1)を算定する場合  
88単位

(二) 介護予防通所サービス費 イ(2)を算定する場合  
176単位

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

(一) 介護予防通所サービス費 イ(1)を算定する場合  
72単位

(二) 介護予防通所サービス費 イ(2)を算定する場合  
144単位

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

(一) 介護予防通所サービス費 イ(1)を算定する場合  
24単位

(二) 介護予防通所サービス費 イ(2)を算定する場合  
48単位

注1 (1)は、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、(2)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。  
(一)以下のいずれかに適合すること。

a 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

b 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(二)介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

2 (2)は、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、

(1)又は(3)のいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一)指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(二)介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

3 (3)は、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、

(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一)以下のいずれかに適合すること。

a 指定介護予防通所サービスの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

b 指定介護予防通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(二)介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

#### リ 生活機能向上連携加算

(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位

(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、それぞれの単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、(1)又は(2)のその他の加算は算定しない。

イ (1)について、次のいずれにも適合すること。

(一)指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテ

ーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき当該指定介護予防通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

(二) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(三) (一) の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること。

ロ (2) について、次のいずれにも適合すること。

(一) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状況等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

(二) 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(三) (一) の評価に基づき、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直しを行っていること。

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

注 次に掲げる基準に適合する指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき(1)又は(2)の単位数を所定単位数に加算する。ただし、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合においては、(1)又は(2)のその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。



イ 介護予防通所サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準に該当していないこと。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて介護予防通所サービス計画を見直すなど介護予防通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号の通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからルまでに算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからルまでに算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからルまでに算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

ワ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号の2の通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

なお、ワの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、（1）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、次に掲げるい

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) イからルまでに算定した単位数の

1,000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) イからルまでに算定した単位数の

1,000分の10に相当する単位数

カ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第24号の3の通所介護費における介護職員等ベースアップ等支援加算の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合は、イからルまでにより算定した単位数の1,000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 基準該当介護予防通所サービス費

介護予防通所サービス費の例による。